「⑵　譲渡の時期」欄について、本届出書受理日において、譲渡の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における譲渡の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑶　支払の受領の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の受領の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の受領の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

10　「３　相手方」欄中「⑵　住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

11　「３　相手方」欄中「⑶　国籍又は設立国」欄には、相手方が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、相手方が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

12　「４　譲渡目的等」欄中「⑵　譲渡に伴う譲受者の経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。

13　「５　その他の事項」欄には、届出者が居住者であつた期間、譲渡しようとする株式（持分）を取得した時期及び届出者が非居住者となつた時期を記入すること。

14　本届出書により届け出られた対内直接投資等が対内直接投資等に関する政令第３条第２項第３号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨、「５　その他の事項」欄に記入すること。

15　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

２　銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第 17 条（第 17 条の 3 において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金　　額	銀行等又は資金移動業者確認欄

（日本産業規格Ａ４）